

区域区分等一斉見直しについて

1 背景

前回の区域区分等の見直し（平成 16 年度）から約 18 年が経過し、区域区分等の境界根拠としている地形地物の変更（変化）などが生じており、整合を図るため見直しの必要性が高まっている。このため、区域区分の決定権者である東京都から令和 2 年 1 月 24 日付けで、都市計画法第 15 条の 2 第 1 項にもとづく区域区分の変更に関する原案作成依頼があった。

用途地域等については市決定であるが、都市計画の整合を図る観点から区域区分に合わせて見直しを行う。

2 見直し対象項目

- (1) 都決定：区域区分
- (2) 市決定：用途地域、高度地区、防火・準防火地域、特別用途地区

3 見直し対象

平成 16 年以降の地形地物の変更等に基づく変更

4 見直しスケジュール

青梅市では令和 6 年度の都市計画変更に向けて、次のスケジュールにより業務を進めていく。

